

地方と国の役割分担（真の地方創生）

○国の責務

- ・国家存立に関すること
- ・国民の生命・安全を守る
- ・全国一律・統一の政策

○地方の役割

- ・身近な行政として、
地域密着の独自政策

○地方分権とは

- ・国の権限と財源を、
地方に移譲して、
独自の政策を行う仕組み

○地方自身が責任持つ

これこそが、
真の地方創生



今林ひであき

市政報告

【発行者】

福岡市東区
塩浜一丁目16-25
今林ひであき事務所
TEL. 092-605-6515



・国は、なぜ「地方創生」を進めるのか？
国は、地方が主役と言いながら、
国のメニューに従う条件があり、
地方の独自性はない。

地域地域で、事情があり特性が異なる。
「地方創生」の財源を、地方に移譲すべき。

・それより、新型コロナや防災・国防など、
国家的危機で、地方を引っ張って欲しい。
例えば、戸籍・住民票・税など全国一律
にあるべきシステムを統一すれば、
経費も抑えられる。国しかできない。

・地方のことは、地方が決めるためには、
国から、権限と財源の移譲が必要となる。
一方、地方の責任は重くなる。

・今後の人口減少・高齢化社会を迎えるに
あたり、地方の体制の強化が必要となる。
（地方の再編・特別自治市・道州制）

国民年金と生活保護の矛盾

○「国民年金」と「生活保護」は、制度が異なるため、比較はできないが、単純に支給額だけを見ると、

最低限度の「生活保護費」の方が、「国民年金」より「高い」事実があります。

どちらかの制度の仕組みに、矛盾が生じているのか、制度疲労が起きているのか。

国の生活保護費の適正化

○70歳の単身高齢者の場合

平成25年7月まで	月109,600円
平成30年10月以降	月107,190円
令和 2年10月以降	月107,690円
令和 5年10月以降	月109,850円

○母子3人世帯（30歳，9歳，4歳）

平成25年7月まで	月245,460円
平成25年8月以降	月241,000円
平成30年10月以降	月233,410円
令和 2年10月以降	月235,370円
令和 5年10月以降	月242,760円

一方（単身高齢者）

○国民年金額（満額） 月68,000円

国のメニューである「地域おこし協力隊」

○国の地方創生は、国のメニューに従って、地方を主役として行う。
例えば、国のメニューである

「地域おこし協力隊」は、本市が実施主体となり、都市部から、玄界島や小呂島へ移住し、地域活動を行ってもらい、定住を目指すものだが、地域は限定されている。

○国の条件に合致する場合のみ、国から特別交付税が措置される。

（地域活動する協力員には、年間520万円を上限に報酬等の支払いがある）

○「活性化の必要な地域」は、他にもある（国には、地域事情はわからないと思う）また、本市からの移住者が、地域活動しても対象にならない。

○確かに、国から支援があることは、大変うれしいが、その財源分を地方で独自に使った方が、もっと有意義と思う。

○国と地方の役割の見直し
・国民の生命と安全を守る責務は国にある。

・国が地方に負担と責務を押し付けている事例が、多々あります。

・制度矛盾が生じているなら抜本的な改革が必要。

・現場である地方の立場から、訴えていきます。

・詳しくはホームページに掲載しています。

・これからも皆様方の声を、届けてまいりたいと思います。ご意見を聴かせてください。お待ちしております。